

早わかり認定NPO法人制度

NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク理事
税理士 脇坂誠也

第1章 認定NPO法人制度とは

認定NPO法人制度とは？

- NPO法人のうち一定の要件を満たしていると国税庁長官が認めた法人に税制上の優遇措置を与える制度



税制上の優遇措置とは？

- **個人が認定NPO法人へ寄付をした場合に寄付金控除が受けられる**
- **法人が認定NPO法人へ寄付をした場合に損金に算入する枠が広がる**
- **相続により財産を取得した人が認定NPO法人へ寄付をした場合に寄付をした財産が相続税の課税対象から外れる**
- **認定NPO法人が収益事業から得た利益を収益事業以外の事業に使用した場合に、この分を寄附金とみなして一定の範囲で損金にできる（みなし寄付金）**

個人が受けられる優遇措置

▶ 寄付金控除が受けられる

(認定NPO法人へ寄付をした金額－2千円)が対象
ただし、総所得金額の40%が限度

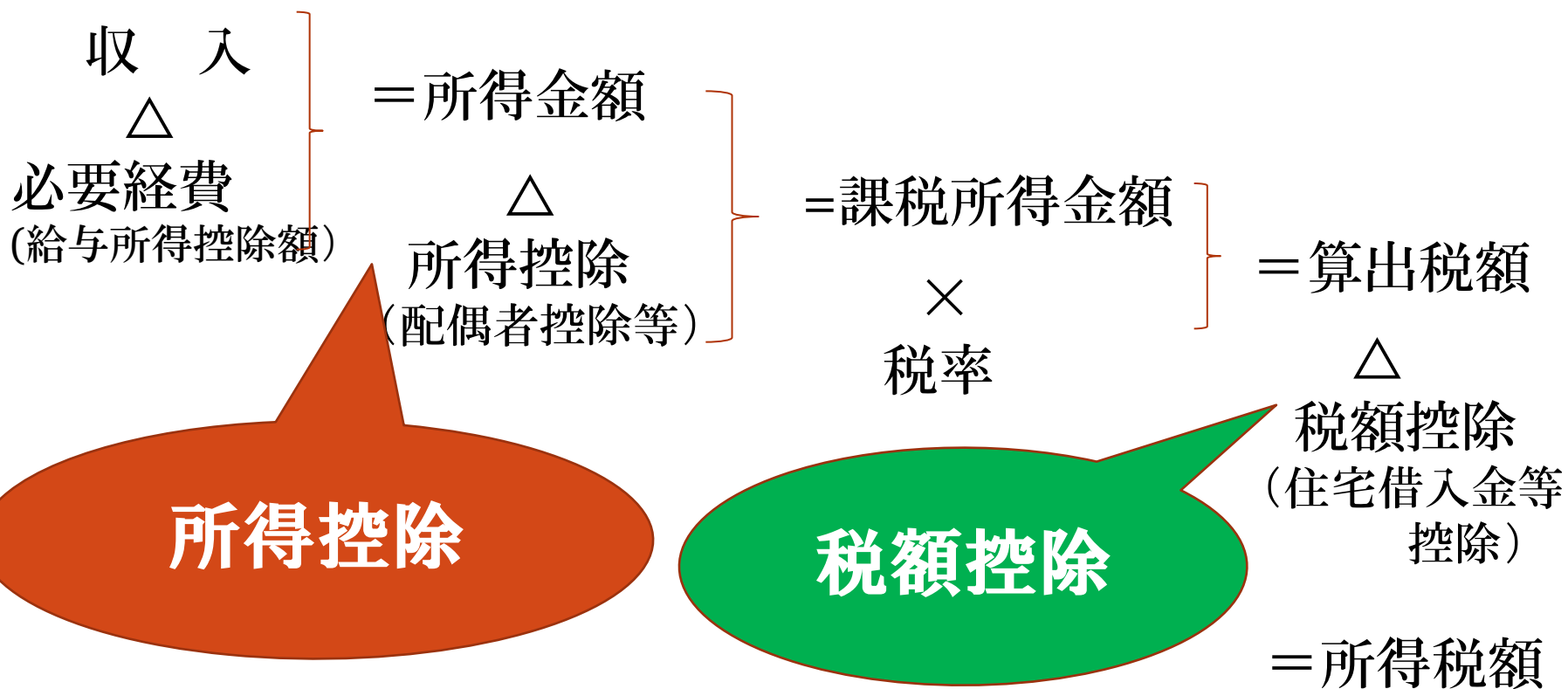
▶ 所得控除方式

配偶者控除、医療費控除等と同様に所得金額から控除される
寄付をした金額が必要経費扱いできるということ

▶ 税額控除方式

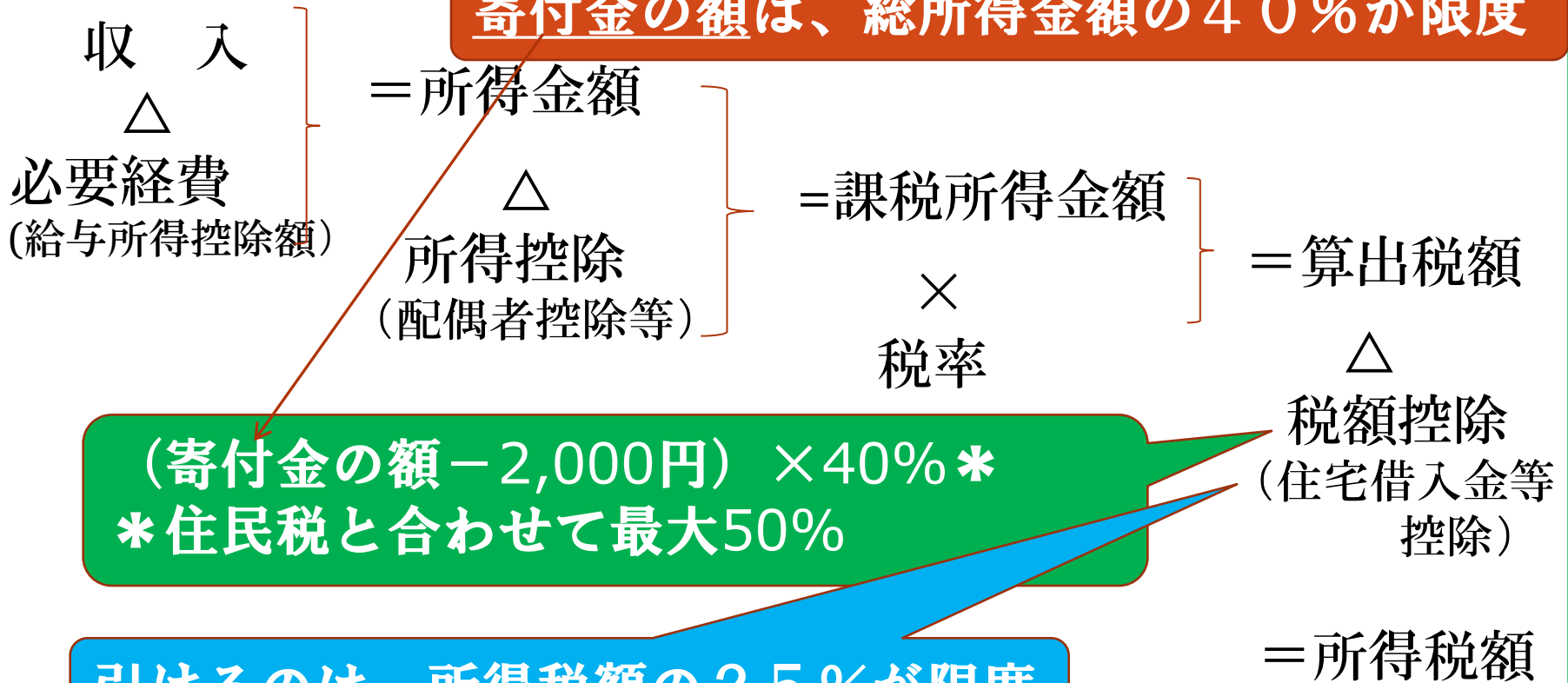
所得税額から直接控除する。ただし、控除率は40%(住民税と
合わせて最大50%) 草の根寄付に効果大

所得税の計算方法



税額控除の計算方法

寄付金の額は、総所得金額の40%が限度



(寄付金の額 - 2,000円) × 40% *
* 住民税と合わせて最大50%

引けるのは、所得税額の25%が限度

法人が受けられる優遇措置

- 法人が支出する寄付金は、事業に関連性があるか微妙なものが多いため、一定の算式で算出された金額の範囲内の寄付金のみ損金に算入できる

通常NPO法人への寄付
⇒ 一般の寄付金に係る損金算入限度額(A)

認定NPO法人への寄付
⇒ (A) + 認定NPO法人等に対する寄付金に係る損金算入限度額

相続人が受けられる優遇措置

相続人が認定N
PO法人へ相続
財産を寄付した



寄付をした財産
が相続税の課税
対象から外れる

金額が多くなるため、相続人に
とってもNPO法人にとってもメ
リットが高い

NPO法人自身が受けられる優遇措置

- 認定NPO法人が収益事業から得た利益を収益事業以外の事業に使用した場合に、この分を寄附金とみなして一定の範囲で損金にできる

平成24年3月31日まで
所得金額の20%が限度

平成24年4月1日以降
200万円又は所得金額
の50%が限度

その他の効果

- **認定NPO法人になったことによる信用力のアップ**

- ▶ **様々な制度・施策等に認定であるかどうか判断基準になる可能性がある**
(例) プラントギビング税制

どのようなNPO法人が認定されるのか？

- NPO法では、民間による自律的で多様な価値観に基づく公益的な活動を育てていこうという意図がある
- 公益性の判断を行政や一部の有識者などが行うのではなく、どれだけ一般から支持を受けているかをベースに考える

- ・ 広く一般から支持を受けているか
- ・ 活動や組織運営が適正に行われているか
- ・ より多くの情報が公開されているか

認定NPO法人になるための要件は？

- ① パブリックサポートテスト (PST) をクリアしていること
- ② 活動の対象が会員などをメインとした共益的な活動ではないこと
- ③ 運営組織及び経理について適正であること
- ④ 事業活動について、一定の要件を満たしていること
- ⑤ 情報公開が適正にされていること
- ⑥ 所轄庁へ事業報告書等が提出されていること
- ⑦ 法令違反、不正の行為等がないこと
- ⑧ 設立後1年を超える期間を経過していること

認定の判定になる期間は？

- **認定要件の判定対象となる期間 = 実績判定期間**
- **実績判定期間**
 - 初めて申請する場合 ⇒ 直前2事業年度**
 - 2回目以降の申請 ⇒ 直前5事業年度**

「その法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5
年以内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度
開始の日から終了の日までの期間」

平成24年4月1日以降の変更事項

- **認定NPO法人制度が租税特別措置法という税法からNPO法へ移る**

⇒ **中間支援組織も認定NPO法人を目指す法人への支援が可能になる**

- **認定する機関が、国税庁から都道府県又は政令指定都市に移管する**

⇒ **認定NPO法人制度をNPO法人にとって身近なものにし、認定相談や受付が簡易に出来るようにする**

第2章 ハブリックサポートテスト

パブリックサポートテスト（PST）とは？

- 幅広く市民の支持を得ているかどうかのテスト
⇒実績判定期間において以下のいずれかの基準を満たしていればクリア

【相対値基準】

$$\frac{\text{寄付金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq 20\%$$

【絶対値基準】

年3,000円以上の寄付者の数 \geq 年平均100人

【条例個別指定法人】

都道府県又は市町村が個人住民税の寄付金税額控除の対象として条例により個別に指定

相対値基準とはどのようなものか？

【相対値基準】

$$\frac{\text{寄付金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq 20\%$$

<経常収入金額>

総収入金額－国等からの補助金等・委託事業の対価・少額、匿名寄付金等

<寄付金等収入金額>

受入寄付金総額－基準限度超過額－少額・匿名寄付金等＋社員の会費（限度あり）＋国等からの寄付金等（限度あり、分母からの控除との選択）

經常収入金額とは？

<經常収入金額>

- 総収入金額－国等からの補助金等・委託事業の対価・少額、匿名寄付金等

国等：国、地方公共団体、一定の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、我が国が加盟している国際機関

匿名寄付金：氏名及び住所が明らかでない寄付金

寄附金等収入金額とは？

＜寄付金等収入金額＞

- 受入寄付金総額－基準限度超過額－少額・匿名寄付金等＋社員の会費（限度あり）＋国等からの寄付金等（限度あり、分母からの控除との選択）

受入寄付金総額

PSTでいう寄附金の総額。任意性があり、直接の反対給付がないもの。

現物寄付、企業や公益法人からの助成金、賛助会費なども上記の要件を満たしていれば寄付金と考える

基準限度超過額とは？

- 同一の者からの寄付金のうち、基準限度額を超える金額については、分子の受入寄付金総額から除外する

● 基準限度額

- 認定NPO法人等からの寄付金 ⇒ 受入寄付金総額 × 50%
- それ以外の寄付金 ⇒ 受入寄付金総額 × 10%

＜例＞ 受入寄付金総額 1000万円、同一の者からの寄付金 800万円
基準限度額 $1000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$
基準限度超過額 $800\text{万円} - 100\text{万円} = 700\text{万円}$
(分子から除外)

社員（正会員）の会費の扱いは？

- 次の要件を満たしている場合に、一定の金額を限度として正会員の会費を分子に算入できる
 - ①社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること
 - ②社員の評決権が平等であること
 - ③役員とその親族等を除いた社員の数が20人以上であること
- 分子に算入できる会費は、共益的活動等に係る部分の金額を除いた金額
- 分子に算入できる会費は、「受入寄付金総額－基準限度超過額－匿名・少額寄付金」が限度

国等からの補助金等の扱いは？

- 国等からの補助金等は、分母から控除する方法以外に分子に算入する方法も認められている
- ただし、分子に算入する場合には、「受入寄付金総額－基準限度超過額－匿名・少額寄付金」が限度

＜例＞

総収入金額3000万円（うち国等からの委託事業1000万円）

受入寄付金総額1000万円（うち同一の者からの寄付金800万円）

正会員の会費収入500万円（共益的な部分はないものとする）

＜経常収入金額＞

3000万円－1000万円＝2000万円

＜寄附金等収入金額＞

1000万円－700万円（基準限度超過額）＝300万円

300万円＜500万円∴300万円（正会員の会費）

300万円＋300万円＝600万円

＜パブリックサポートテスト＞

600万円／2000万円＝30%≧20% ∴パブリックサポートテストクリア

小規模法人の特例とは？

- PST相対値基準の申請手続きに係る負担が軽くなるための特例

- ① PSTの分子の基準限度額の計算で、「役員からの寄付金はその親族からの寄付金を合算する」計算が不要になる
- ② 「PSTの分子、分母から少額寄付金、匿名寄付金を控除する」計算が不要になる

<小規模法人とは>

- ① 実績判定期間における年間平均収入額 < 800万円
- ② 実績判定期間において受入れた寄付金の合計額が3,000円以上である寄付者の数（役員・社員を除く） ≥ 50 人

相対値基準のまとめ

<どんな法人に向いているか>

- 補助金や助成金などある程度まとまった寄付がある法人（ただし、一つの助成金等が突出している場合は基準限度額に引っかかる可能性あり）
- 寄付者の数はそれほど多くないが、企業等からかなりの額の寄付金がある法人

<問題点>

- 計算が難しい
- 目標にならない
- 事業型のNPO法人が取得できない

絶対値基準とはどのようなものか？

【絶対値基準】

年3,000円以上の寄付者の数 \geq 100人（年平均）

<寄付者の数にカウントできないもの>

- 氏名及び住所が不明な寄付
- 役員及び役員と生計を一にする者からの寄付

<100人のカウント方法>

実績判定期間の3,000円以上の寄付者の数 \times 1.2 \geq 100人
実績判定期間の月数

- **具体例 1**

直前前事業年度 年3,000円以上の寄付者*120人

直前事業年度 年3,000円以上の寄付者*150人

⇒PSTクリア

- **具体例 2**

直前前事業年度 年3,000円以上の寄付者*80人

直前事業年度 年3,000円以上の寄付者*90人

⇒PSTクリアできず

- **具体例 3**

直前前事業年度 年3,000円以上の寄付者*80人

直前事業年度 年3,000円以上の寄付者*140人

⇒ (80人 + 140人) × 12月 / 24月 = 110人 ≥ 100人 ⇒ PST
クリア

* 匿名寄付、役員及び役員と生計を一にする者は除外。
寄付者本人と生計を一にする者は一人としてカウント

会費の扱いは？

<会費（原則的な扱い）>

- サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが、会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄付金とは異なり、対価性を有する

<賛助会費・サポーター会費等>

- 定款や規約等から実質的に判断して明らかかな贈与と認められる場合には寄付金として取り扱う
- 不特定多数の者に無償で配布される機関誌等を受取っている程度であれば対価性はないものとして取り扱われる
(国税庁発行 認定NPO法人の手引きより)

絶対値基準のまとめ

<どんなところがいいか>

- わかりやすい
- どのようにしたらクリアできるか明確
- 事業型のNPO法人に取得の道が開けた

<問題点>

- 100人の寄付者は容易なハードルではない



100人から支持される組織を目指そう！
市民からの支持こそNPO法人の正当性を示すもの

条例個別指定法人とはどのようなものか？

【条例個別指定法人】

都道府県又は市町村が個人住民税の寄付金税額控除の対象として条例により個別に指定



<住民税>
寄付金控除の対象



<所得税> 認定NPO法人になると所得控除又は税額控除



認定NPO法人になるための8つの要件のうち、PST要件を免除

条例個別指定法人のまとめ

都道府県又は市町村が独自の工夫で基準を設け、指定をすると、所得税の控除まで受けられる可能性が高まる

<例>

- ・PSTの独自緩和基準を設ける
- ・ボランティアや地域貢献、協働に着目した要件を定める



地域ごとのNPO法人に対する評価や姿勢が問われることになる

仮認定制度とは？

平成24年4月1日以降に施行

- ① パブリックサポートテスト (PST) をクリアしていること
- ② 活動の対象が会員などをメインとした共益的な活動ではないこと
- ③ 運営組織及び経理について適正であること
- ④ 事業活動について、一定の要件を満たしていること
- ⑤ 情報公開が適正にされていること
- ⑥ 所轄庁へ事業報告書等が提出されていること
- ⑦ 法令違反、不正の行為等がないこと
- ⑧ 設立後1年を超える期間を経過していること

原則

PSTをクリアしていなくても認定を与える

設立の日から5年を経過していない法人
法施行後3年間

5年を経過している法人も申請可

本認定と仮認定の違い

	本認定	仮認定
要件	8つの要件をすべて満たしている	PST以外の7つの要件を満たしている
有効期間	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間
申請可能な法人	すべてのNPO法人（ただし設立後1年を超える期間を経過）	設立後5年以内の法人（ただし法施行後3年間は5年を経過している法人も可） 仮認定の申請は1回限り
税制優遇	①個人が寄付をした場合の寄付金控除 ②法人が寄付をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄付をした場合の非課税 ④認定NPO法人自身のみなし寄付金	①～②は本認定と同じ ③の相続税の非課税と④のみなし寄付金は適用なし

第3章 その他の要件

認定NPO法人になるための要件（再掲）

- ① パブリックサポートテスト（PST）をクリアしていること
- ② 活動の対象が会員などをメインとした共益的な活動ではないこと
- ③ 運営組織及び経理について適正であること
- ④ 事業活動について、一定の要件を満たしていること
- ⑤ 情報公開が適正にされていること
- ⑥ 所轄庁へ事業報告書等が提出されていること
- ⑦ 法令違反、不正の行為等がないこと
- ⑧ 設立後1年を超える期間を経過していること

共益的な活動でないとは？

- ① 会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- ② 会員のみが参加する会議や会報紙の発行
- ③ 特定のグループや特定の地域などに便益が及ぶ活動
- ④ 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動



NPO法人の事業活動全体の50%未満であること

運営組織及び経理について適正とは？

- ① 役員のうち親族（三親等以内）等の最も大きなグループの人数が3分の1以下であること
- ② 役員のうち特定の法人の役員等の人数が3分の1以下であること
- ③ 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか青色申告と同等の帳簿帳の保存を行っていること
- ④ 不適正な経理を行っていないこと



上記のすべての要件を満たしていること

「特定の法人の役員等」とは？

- 役員の数の中に、特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含む）の役員または使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係にある者の占める割合が3分の1以下であること

NPO法人X＝認定申請法人

NPO法人Y＝特定の法人

役員10名

(A,B,C,D含む)

AとDは夫婦

役員A、B、使用人C

役員の数 10名 特定の法人の役員A、B、使用人C、親族関係を有する者D
⇒4名／10名＝40% 3分の1を超えるため、要件をクリアできない

事業活動について一定の要件を満たしているとは？

- ① 宗教活動、政治活動、選挙活動等を行っていないこと
- ② 特定の者に特別の利益を供与していないこと
- ③ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の割合が80%以上であること
- ④ 実績判定期間における受入寄付金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てていること
- ⑤ 助成金を支給する場合は事後にその内容を記載した書類を提出すること
- ⑥ 200万円超の海外送金等は事前にその内容等を記載した書類を提出すること
(災害援助等の場合には事後提出も可)



上記のすべての要件をクリアしていること

「特定の者に特別の利益を供与しない」 とは？

- 役員、従業員、社員又は寄付者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄付を行っていないこと

「特別の利益」とは？（公益認定等ガイドラインより）

「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断する。

なお、寄附を行うことが直ちに特別の利益に該当するものではない。

寄付者名簿は情報公開の対象になるのか？

- 寄付者名簿は、初回申請時には提出書類に含まれる。しかし、閲覧対象ではない
- 2回目以降の申請では、寄付者名簿は提出書類には含まれず、法人で作成・保管していれば足りる
- 役員及びこれらの親族等のうち事業年度中に20万円以上の寄付をした人がいる場合には、その分は閲覧対象

第4章 認定NPO法人を目指す道

認定NPO法人を目指す3本の道

- **直接本認定を目指す道**
- **仮認定を取得した後に本認定を目指す道**
- **条例個別指定を受けて本認定を目指す道**

直接本認定を目指す道

- **絶対値基準を目指す**

現在は寄付者が少ない場合でも、今から寄付者を集め、2事業年度平均で100人以上の寄付者を集めれば、本認定で申請できる

- **相対値基準を目指す**

国の補助金等や委託事業を引いたり、正会員の会費も足せたりするので、補助金や助成金があるNPOは意外とクリアできる

仮認定取得後に本認定を目指す道

- 平成24年4月1日以降にできる新しい道
- 平成27年3月31日まではすべてのNPO法人が仮認定の申請をできる
- ただし、PST以外の7つの要件は満たしている必要がある

現在は寄付者の数も少なく、寄附金の割合も多くないが、今後絶対値基準又は相対値基準を満たすことを目指していく法人にとっては有効な制度

条例個別指定を受けて本認定を目指す道

- **NPO法人の事務所が所在する自治体に個別指定の条例がないと、受けられない**
- **絶対値基準や相対値基準を満たしていなくても本認定を受けられる（仮認定との違い）**
- **住民税の控除も受けられるので、効果が高い**

地域密着型NPO法人にとっては、地域での認知度も上がり、とても有効

最後に

- **認定NPO法人の取得はあくまでも手段**
- **自身のNPO法人の経営戦略・資金調達戦略をどう考えるか？**
- **認定取得を目指すことを契機に、法人の目指す方向性を検討できればとても有効**

参考書籍等

- **とるぞ！認定NPO法人**

脇坂誠也著

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会発行

NPOWEBのブックレットより購入可

- **認定NPO法人制度の手引き**

国税庁発行

お近くの税務署で入手可